



インターネットでの情報提供	
提供予定月日	平成24年4月18日

平成24年4月17日(火) 県政記者クラブ配布資料			
担当課	担当	担当者氏名	電話番号(内線番号)
生活衛生課	食品指導係	佐橋 勝己	058-272-1111 (2564) 058-272-8280 (直通)

東日本産農畜水産物等の放射性物質の検査の開始について

県内に流通する東日本産の農畜水産物等については、産地において計画的な検査が実施されているところですが、平成24年4月から国による食品中の放射性物質の基準値が厳しくなったことを踏まえ、消費者の不安を払拭するために、県独自の放射性物質の検査を平成24年4月24日(火)から開始しますので、お知らせします。

記

1 実施期間

平成24年4月24日(火)～平成25年3月(当面1年間の予定)

2 検査予定食品

(1) 東日本(17自治体^{※1})で産出される農畜水産物及び加工品^{※2}

(2) 県内の地方卸売市場や大手スーパーにおいて、合計で年80検体を採取し検査

※1: 17自治体は、国によりこれまでに出荷制限を指示された自治体及びその隣接自治体です。

(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)

※2: 野菜類、果物類、魚介類及び牛乳、飲料水などについて、2週間に1回、4検体を目標に採取し検査を行います。

3 検査機関

岐阜県保健環境研究所(岐阜県各務原市那加不動丘1-1 / 電話 058-380-2100)

4 検査方法

ゲルマニウム半導体検出器による検査

5 検査結果の公表方法

(1) 県のホームページにて、全て、原則翌日には公表してまいります。

(公表項目: 品目、産地、採取日、検査日、測定値)

(2) 基準値を超過した場合は、直ちに記者発表するとともに、商品の撤去や回収、店頭表示による周知などの必要な対応を行います。